吸収分割に係る事後開示書面

2025年4月1日

株式会社ラクス
ライド株式会社

2025 年 4 月 1 日

吸収分割にかかる事後開示書面

大阪府大阪市北区鶴野町 1 番 9 号
株式会社ラクス
代表取締役　中村　崇則

東京都千代田区飯田橋一丁目 5 番 10 号
ライド株式会社
代表取締役　橋爪　英仁

株式会社ラクス（以下、「分割会社」といいます。）及びライド株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2025 年 3 月 10 日付にて締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社のインターネット接続事業及びホスティングサービス事業である「グローバルウェッブインターネットサービス（GWS）」に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日
   2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
   (1) 反対株主の差止請求について（会社法第 784 条の 2）
   本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
   (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）
   本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
   (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）
   分割会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2025 年 2月19日付で官報公告及び 2025 年 2月19日付で開始した電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（1）反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（3）債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2025 年 2 月 19 日付の官報 により債権者に対して公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に対して各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社のインターネット接続事業及びホスティングサービス事業である「グローバルウェッブインターネットサービス（GWS）」に関する本吸収分割契約所定の権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割にかかる変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上